

			厚生常任委員会
請願番号	請願第41-1号	受理年月日	平成25年11月28日
請願の件名	<p>修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願</p> <p>【請願の要旨】</p> <p>高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化しております。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。</p> <p>【請願事項及び理由】</p> <p>介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について</p> <p>①この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因となっていることから、実施を推進するための措置を執ること、また、都道府県において国庫負担の増加を要請すること</p> <p>②返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日の世界の中で就業区域の限定は極めて重いものとなっていることから、これを解除することは卒業生の出身都道府県へのUターンやIターンを促すものであり、また、従事期間の短縮化は就業しようとする者の精神的負担を軽減するものであることから介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと</p>		

	上記の通りお願いいたします。
紹介議員	河野 哲也 函師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明
摘要	